

## 第42号議案

### 島根県産業技術センター条例等の一部を改正する条例

(島根県産業技術センター条例の一部改正)

第1条 島根県産業技術センター条例(平成13年島根県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「使用料又は手数料(以下「使用料等」という。)」を「使用料等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、第1項の規定により使用料又は手数料(以下「使用料等」という。)を納付すべき者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合の使用料等の額は、前2項に定める額の2倍に相当する額とする。

(島根県農業技術センター分析手数料条例の一部改正)

第2条 島根県農業技術センター分析手数料条例(昭和26年島根県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、前条の規定により手数料を納付すべき者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合の手数料の額は、同表に定める額の2倍に相当する額とする。

(島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第3条 島根県畜産技術センター分析等手数料条例(平成17年島根県条例第84号)の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、前条の規定により手数料を納付すべき者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合の手数料の額は、同表に定める額の2倍に相当する額とする。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

( 島根県産業技術センター条例の一部改正に伴う経過措置 )

- 2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の島根県産業技術センター条例第 3 条第 1 項の規定により設備機器の使用の承認を受けている者に係る使用料及び同条例第 5 条第 1 項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

( 島根県農業技術センター分析手数料条例の一部改正に伴う経過措置 )

- 3 この条例の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の島根県農業技術センター分析手数料条例第 1 条の規定により分析を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。